

別表：農薬類¹⁾（水質管理目標設定項目）

番号	農薬名	目標値 (mg/L)	番号	農薬名	目標値 (mg/L)
1	チウラム	0.02	51	フサライド	0.1
2	シマジン (CAT)	0.003	52	メフェナセツト	0.009
3	チオベンカルブ	0.02	53	プレチラクロール	0.04
4	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002	54	イソプロカルブ (MIPC)	0.01
5	イソキサチオン	0.008	55	チオフアネートメチル	0.3
6	ダイアジノン	0.005	56	テニルクロール	0.2
7	フェニトロチオン (MEP)	0.003	57	メチダチオン (DMTP)	0.004
8	イソプロチオラン (IPT)	0.04	58	カルブロパミド	0.04
9	クロロタロニル (TPN)	0.05	59	ブロモブチド	0.04
10	プロピザミド	0.05	60	モリネート	0.005
11	ジクロルボス (DDVP)	0.008	61	プロシミドン	0.09
12	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	62	アニロホス	0.003
13	クロロニトロフェン (CNP): 失効農薬	0.0001	63	アトララジン	0.01
14	CNP-アミノ体	-	64	ダラポ	0.08
15	イプロベンホス (IBP)	0.008	65	ジクロベニル (DBN)	0.01
16	E P N ²⁾	0.004	66	ジメトエート	0.05
17	ベンタゾン: 失効農薬	0.2	67	ジクワット	0.005
18	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	0.005	68	ジウロン (DCMU)	0.02
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2-4D)	0.03	69	エンドスルファン (エンドスルフェート, ベンゾエピン)	0.01
20	トリクロピル	0.006	70	エトフェンプロックス	0.08
21	アセフェート	0.08	71	フェンチオン (MPP)	0.001
22	イソフェンホス: 失効農薬	0.001	72	グリホサート	2
23	クロルピリホス ²⁾	0.003	73	マラソン (マラチオン)	0.05
24	トリクロルホン (DEP)	0.03	74	メソミル	0.03
25	ピリダフェンチオン: 失効農薬	0.002	75	ベノミル	0.02
26	イプロジオン	0.3	76	ベンフラカルブ	0.04
27	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	77	シメトリン	0.03
28	オキシシン銅	0.04	78	ジメピペレート: 失効農薬	0.003
29	キヤプタン	0.3	79	フェントエート (PAP)	0.004
30	クロロネブ	0.05	80	ブプロフェジン	0.02
31	トルクロホスメチル	0.2	81	エチルチオメトン	0.004
32	フルトラニル	0.2	82	プロベナゾール	0.05
33	ペンシクロン	0.04	83	エスプロカルブ	0.01
34	メタラキシル	0.05	84	ダイムロン	0.8
35	メプロニル	0.1	85	ビフェノックス: 失効農薬	0.2
36	アシュラム	0.2	86	ベンスルフロンメチル	0.4
37	ジチオピル	0.008	87	トリシクラゾール	0.08
38	テルブカルブ (MBPMC): 失効農薬	0.02	88	ピベロホス: 失効農薬	0.0009
39	ナプロパミド	0.03	89	ジメタメトリン	0.02
40	ピリブチカルブ	0.02	90	アゾキシストロビン	0.5
41	ブタミホス	0.01	91	イミノクタジン酢酸塩	0.006
42	ベンスリド (SAP): 失効農薬	0.1	92	ホセチル	2
43	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.08	93	ポリカーバメート	0.03
44	ペンディメタリン	0.1	94	ハロスルフロンメチル	0.3
45	メコプロップ (MCP)	0.005	95	フラザスルフロン	0.03
46	メチルダイムロン: 失効農薬	0.03	96	チオジカルブ	0.08
47	アラクロー	0.01	97	プロピコナゾール	0.05
48	カルバリル (NAC)	0.05	98	シデュロン	0.3
49	エディフェンホス (エジフェンホス, EDDP)	0.006	99	ピリプロキシフェン	0.2
50	ピロキロン	0.04	100	トリフルラリン	0.06
			101	カフェンストール	0.008
			102	フィプロニル	0.0005
			検出指標値 ³⁾		1

1) 大阪市では、67(ジクワット)、91(イミノクタジン酢酸塩)、93(ポリカーバメート)を除く99種類の農薬を測定しています。

2) 平成21年度より、EPNとクロルピリホスの目標値が改正されました。

3) 個別の農薬の検出値とそれぞれの目標値の比を算出し、その総和（検出指標値）が1以下になることを農薬類の目標値としています。